

感染症対応シティ促進事業 デジタル関連応援事業者規約

(目的)

第1条 本規約は、市民に商品販売やサービス提供を行う来店型の施設等を対象に、感染症対策強化の取組みを支援することを目的とする感染症対応シティ促進事業の取組みに賛同し、同事業の支援金を活用して感染症対策強化に資するデジタル対応ツールの導入を検討している市内中小企業等に対して、導入にあたっての相談やデジタル対応ツールの提供が可能な企業、団体及び個人事業主等（以下「企業等」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるもの。

(登録された企業等の呼称)

第2条 本規約により登録された企業等の呼称は、感染症対応シティ促進事業デジタル関連応援事業者（以下「デジタル関連応援事業者」という。）とする。

(登録要件)

第3条 デジタル関連応援事業者への登録は、福岡市内に事業拠点を置き、感染症対応シティ促進事業の趣旨に沿って、企業等に対する支援として次のいずれかに該当するデジタル対応ツールを販売しているもの（政治団体、宗教法人、反社会的勢力、その他福岡市がデジタル関連応援事業者として登録することが不相当であると認める者を除く。）を対象とする。

- (1) キャッシュレス決済
- (2) モバイルオーダーシステム
- (3) 予約システム
- (4) 混雑状況表示システム
- (5) インターネットを活用し、混雑状況表示など来店時の感染防止に直接寄与する店舗情報の発信に係るシステム
- (6) 非接触サイネージシステム
- (7) 非接触対面型チェックインシステム
- (8) 非対面ロッカーシステム
- (9) 仮想試着システム
- (10) 顔認証システム
- (11) その他、来店時の接客シーンにおいて利用されるデジタル対応ツール

(事務局)

第4条 デジタル関連応援事業者に係る総合的な調整等の事務局業務については、福岡市緊急経済対策実行委員会感染症対応シティ促進部会（以下「シティ部会」という。）が担う。

(役割)

第5条 デジタル関連応援事業者は、感染症対応シティ促進事業の趣旨に沿って、デジタル対応ツールの導入を検討している市内企業等の求めに応じ、第3条各号に規定するいずれか又は複数の導入支援を行う。

(登録手続)

第6条 デジタル関連応援事業者としての登録をしようとする企業等は、専用のウェブサイト上の申込

みフォームから登録の申請を行った後、シティ部会における審査を経て、登録の決定通知を受けることとする。

(登録処理)

第7条 シティ部会は、前条により登録の申請があった企業等について、第3条の要件を満たしていることを確認した場合は、デジタル関連応援事業者への登録を認め、専用のウェブサイトにて企業等の名称及び第3条各号に規定する支援可能な取組内容のほか、必要な情報を掲載する。

2 シティ部会は、デジタル対応ツールの導入を検討している市内企業等から支援の相談があった際には、その相談内容に応じ、デジタル関連応援事業者を紹介する。

(登録の変更及び取消し)

第8条 デジタル関連応援事業者は、実施する取組内容に変更が生じた場合は、シティ部会に対して変更の届出を行う。

なお、実施する取組内容を行わなくなった場合も、速やかにシティ部会へ届出を行う。

2 強引な営業活動等の実施や第7条第1項で示した掲載情報を当該事業以外の営業活動等に使用する場合、デジタル関連応援事業者が、本事業に対する社会的信頼保持等の観点からふさわしくない行動を行った場合は、デジタル関連応援事業者の登録を取り消すことがある。

3 その他、デジタル関連応援事業者が社会通念上ふさわしくない行為や本規約に違反した場合又はその疑いがある場合は、デジタル関連応援事業者の登録を取り消すことがある。

(登録終期)

第9条 デジタル関連応援事業者として担う役割は、感染症対応シティ促進事業の終了に合わせて終了する。

(登録企業等の協力)

第10条 デジタル関連応援事業者は、福岡市又はシティ部会から自らが実施する取組内容の状況や実績等について確認を求められた場合は、可能な範囲で協力する。

2 デジタル関連応援事業者は、福岡市又はシティ部会から取組内容の状況や実績等に係る広報活動等の協力依頼を受けた場合は、可能な範囲で協力する。

(事故、苦情等の処理)

第11条 デジタル関連応援事業者は、その責めに帰すべき事由により、デジタル対応ツールの導入を検討している市内企業等への支援業務の過程において、その市内企業等及び第三者に、苦情等が発生した場合又は損害を与えた場合は、デジタル関連応援事業者の自己の責任において対応し、解決する。

(規約等の改訂)

第12条 本規約は、今後必要に応じて、事前の通知なく改訂する場合がある。

2 改訂後の規約は、専用のウェブサイト等で閲覧可能となった時点から有効となるものとする。

附 則

この規約は、令和3年3月9日から施行する。